青森県最低賃金が変わります!

令和7年11月21

時間額







□【適用される範囲等】

「青森県最低賃金」は、産業や職種にかかわりなく青森県内の**すべての** 事業所で働く労働者に適用されます。パートタイムの方、アルバイトの 方も対象です。

□【除外賃金】

次に掲げる賃金は、最低賃金額の算定には含まれません。

(1)精皆勤手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)臨時に支払わ (5) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手 れる賃金 (6) 時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労 当など)

働に対する割増部分の賃金

詳しくは、青森労働局労働基準部賃金室(017-734-4114)又 は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

なお、業務改善助成金については、コールセンター(0120-366-440)へ、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援 策、その他相談については、青森働き方改革推進支援センター(0800-800-1830) へお問い合わせください。



使用者も労働者も必ずチェック最低賃金! 最低賃金に関する特設サイト

https://saiteichingin.mhlw.go.jp/

☆ 支援事業も掲載しています。



令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは?

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向 上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画 機械設備導入、コンサルティン グ、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給 (最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、 事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること(大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)でないこと)
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、 (工場や事務所などの労働者がいる)**事業場ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日~ 令和7年6月13日	令和7年5月1日~ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日〜 申請事業場に適用され る地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日~ 申請事業場に適用され る地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は 裏面をチェック! 助成上限額や助成率などの 詳細は中面をチェック!

助成上限額

	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額		
コース 区分			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者	
		1人	30万円	60万円	
2011		2~3人	50万円	90万円	
30円 コース	30円以上	4~6人	70万円	100万円	
- ^		7人以上	100万円	120万円	
		10人以上*	120万円	130万円	
		1人	45万円	80万円	
4500	45円以上	2~3人	70万円	110万円	
45円 コース		4~6人	100万円	140万円	
- ^		7人以上	150万円	160万円	
		10人以上*	180万円	180万円	
	· 60HB7 F :	1人	60万円	110万円	
СОП		2~3人	90万円	160万円	
60円 コース		4~6人	150万円	190万円	
		7人以上	230万円	230万円	
		10人以上*	300万円	300万円	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1人	90万円	170万円	
000		2~3人	150万円	240万円	
90円 コース		4~6人	270万円	290万円	
		7人以上	450万円	450万円	
		10人以上*	600万円	600万円	

^{※ 10}人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5		
1,000円以上	3/4		

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者と なります。なお、②に該当する場合は、助成 対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金 要件 申請事業場の事業場内最低賃金が 1,000円未満である事業者 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前 3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上 低下している事業者

※「%ポイント (パーセントポイント) 」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の 自動車の導入やパソコン等の新規導入が認め られる場合があります。詳しくはP3の「助 成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が 「引き上げる労働者」に算入されます。

(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

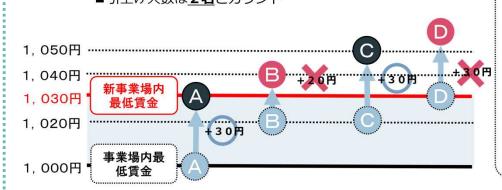
<例:事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合>

A:事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可

B:申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可

C: Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可

D: 既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、<mark>算入不可</mark>



A:引き上げ人数としてカウント **B・C**:

新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額(30円)以上引き上げている**Cのみ**対象。

D:既に新事業場内最低賃金以上 なので、30円以上引き上げて もカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります(パソコン等は新規導入に限ります。)。

助 成 対 象 経 費	一般 事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	0	0
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	0

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

- ○事業場内最低賃金が980円
 - →助成率4/5
- ○8人の労働者を1,070円まで引上げ(90円コース)
 - →助成上限額450万円
- ○設備投資などの額は600万円

480万円 (=600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

450万円 (=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

>

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
 - (例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)



発効日の当日(10月1日)に 事業場内最低賃金の引き上げ (1,005円→1,050円)を実施



対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である 旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。 労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。 事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審 査を経て、助成金が支給されます。

交付申請

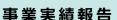
交付申請書・事業実施 計画書等を 都道府県労働局に提出

交付決定

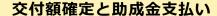
交付申請書等を 審査の上、通知

事業の実施

申請内容に沿って 事業を実施 (賃金の引き上げ、設備の 導入、代金の支払)



労働局に事業実績報告 書等と助成金支給申請 書を提出



事業実績報告書等を審査し、 適正と認められれば交付額の確定 と助成金の支払いを実施



助成金受領

ここで助成金が振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 同一事業場の申請は年度内1回までです。

(参考)働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低 賃金の引き上げに取り組む方に、設備 資金や運転資金の融資を行っています。 詳しくは、事業場がある都道府県の日 本政策金融公庫の窓口にお問い合わせ ください。

> 日本政策金融公庫 店舗検索

令和6年度からの主な変更点

- 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- 大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)は対象外となりました。
- 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- 事業完了期限が、2026(令和8)年1月31日※になりました。
 - ※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026(令和8)年3月31日とできる場合があります。

参考ウェブサイト

・ 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、 申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

・ 最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、 サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取 組事例などを紹介しています。 業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です



キャリアアップ助成金のご案内(命和7年度)

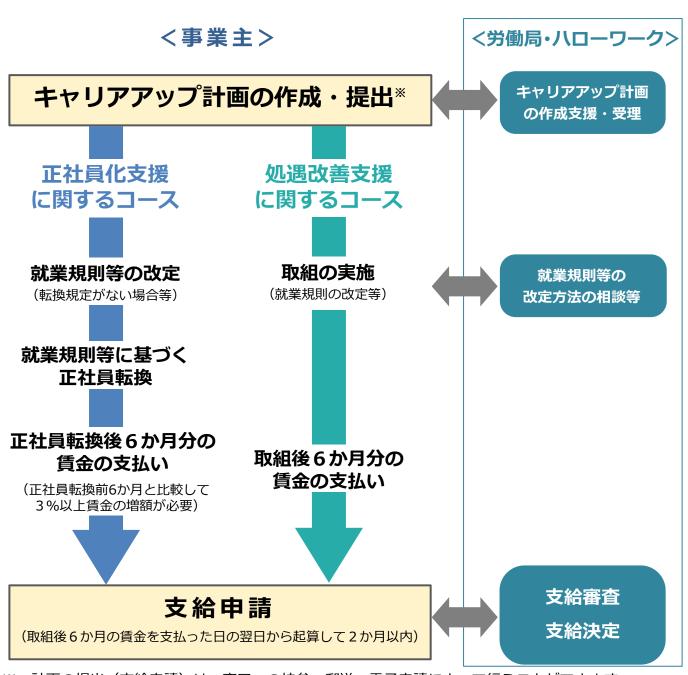
「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」といいます。)といった、**非正規雇用労働者の**企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、 伽遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度 です。							
	助 成 内 容		助成額	中小企業の担合		ナ ◇类の担合	
				中小企業の場合		大企業の場合	
				対象者*	左記以外	対象者*	左記以外
		有期雇用労働者等を 正社員化(※) した場合(1人当たり)	①有期 → 正規	80万円	40万円	60万円	30万円
		 ※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労	②無期 → 正規	40万円	20万円	30万円	15万円
正社員化支	・ 正規雇用労働者等として直接雇用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含みます。 ※新規学卒者で雇入れ日から起算して1年未満の者については支給対象外となります。	* a:雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b:雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算					
		※ 正社員転換等制度を制定に規定し、当該区がに転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に 加算(注:勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上) 1事業所当たり40万円(大企業の場合、30万円)					
				体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合			場合
援			有期 → 正規	120	万円	90万円	
		障害のある有期雇用労働者等を	有期 → 無期	607	5円	457	5円
		正規雇用労働者等に転換した	無期 → 正規	607	5円	45万円	
	障害者正社員化	場合(1人当たり)	② 重度身体障害者	、重度知的障害者及び精神障害者 以外 の場合			
	コース	※ 正規雇用労働者には「多様な正社員 (勤務地限定・職務限定・短時間正社 員)」を含みます。	有期 → 正規	907	5円	67.5万円	
			有期 → 無期	457	門	33万円	
			無期 → 正規	457		337	
			※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。				
	有期雇用労働者等の基本給の 賃金規定等改定 ゴース う う う う う う う う う う	賃金規定等を3%以上増額改定し、	3%以上4%未満	4万		2.6	
			4%以上5%未満	5万		3.3万円	
			5%以上6%未満	6.5		4.3万円	
			6%以上	77.		4.6	
		当たり)	※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1 事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)				
処		※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)					
遇改善	賃金規定等 共通化コース	有期雇用労働者等と 正規雇用 労働者との共通の賃金規定等を 新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	607	5円	457	Б Р
	賞与・退職金	有期雇用労働者等を対象に	1事業所当たり	407	門	307	万円
支援	制度導入コース	賞与・退職金制度を導入 し、 支給または積立を実施した場合	※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円 (大企業の場合、12.6万円)				
<i>•••</i>	社会保険適用時処遇改善コース	短時間労働者に以下のいずれかの 取組を行った場合 (1人当たり)	手当等支給 メニュー	507	門	37.5	万円
		①新たに社会保険の被保険者と なった際に、 手当支給・賃上げ・ 労働時間延長 を行った場合	併用メニュー	507	5円	37.5	万円
		②労働時間を延長して新たに社会 保険の被保険者とした場合	労働時間延長 メニュー	307	門	22.5	万円

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用に当たっては、

各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



- ※ 計画の提出(支給申請)は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。
- ◆ 支給要件の詳細や助成上限(人数・回数等)については、下記ご案内の厚生労働省ホームページよりご確認ください。
- ◆ 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計金額です。
 - ◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。
 - ◆ パンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金

